

## 「巨大津波による原発事故は想定外」の判決

———最高裁判決を批判する———

福島原発事故に対する国の責任を問う裁判で6月17日、最高裁は「巨大津波による原発事故は想定外」として国の責任を認めない判決を下した。裁判官4名の中3名がこの判決を支持、1名が責任を認めるべきと主張した。この判決が前例となり、全国で30余り起こされている民事裁判では今後厳しい状況が続くだろう。この判決の何が問題か、原発の歴史から考える。

### 東西冷戦と原子力の平和利用

歴史的に見れば、原発は国が積極的に推進した事は明らかである。ロシアによるウクライナ侵攻が続いている今、改めて東西冷戦当時の米ソによる核と原発の関係が浮き彫りになる。アメリカによる広島・長崎の原爆投下をきっかけに、終戦後、米国とソ連は核開発競争を行い、核搭載ミサイルや原子力潜水艦を開発した。同時に米ソは核エネルギーの平和利用を目指し、殆ど同時に原発を開発した（1954年）。当時の米国大統領アイゼンハワーは1953年12月1日、国連で演説し「平和のための原子力」をアピールした。これをきっかけに原発は米ソ両陣営が各国を抱き込む手段と化した。日本の場合、当時の衆院議員だった中曽根康弘はアメリカ訪問後、1954年3月の国会に原子力開発費として初めて予算を上程した。その額がウラン235に因んで2億3500万円だった事は有名な話である。アメリカは広島・長崎の因縁もあって他国には許さなかった再処理技術を含む核燃料サイクル技術まで日本に提供した。これが歴代自民政権による核保有願望の根源である。自民党にとって原発は核保有目的の手段の一つであり、同時に原子力産業（軍事産業）維持のための手段でもある。

### 政府の主張を忘れるな

日本が初めて商業用原発を本格的に利用したのは1970年3月に始まった大阪万博だった。こ

の時、若狭湾から加圧水型原発の美浜1号（関西電力）と沸騰水型原発の敦賀1号（日本原電）の電力が初めて万博会場に送られ「原子力の平和利用」に政府もマスコミも沸いた。だが、この当時既に「事故が起きたらどうする」「放射性廃棄物はどうなる」との疑問は出されていた。それに対し、国と電力会社は「事故は100万年に1回しか起きない」「事故が起きても5重の壁で守られて放射能は外に出ない」「放射性廃棄物はいずれ何とかなる」と豪語し、批判を無視して国内各地に原発を作った。それから52年、スリーマイル、チェルノブイリ、フクシマ。全ては嘘とまやかしかつた。だが、国の「原子力安全委員会安全審査指針」（1964年）という文書がある。そこには、原発の設置は「低人口地帯でなければならぬ」と明記されている。万一の事故の影響を想定していたのは明らかだ。その結果、原発は財政力の弱い地方の過疎地に集中的に作られ、福島で作られた原発の電気が東京で使われるようになった。国の責任は明確である。「巨大地震による津波は想定外」との最高裁判決は間違いであり、「原発の安全を主張した国の責任」を問うべきであった。

### エネルギー危機と脱炭素で再び原発推進へ

原発推進の為なら手段を択ばないのが今の政権である。そのつけは再びやってくる。何時か何処かでまた事故は起こる。我々が今、何をすべきか明らかだ。（2022年7月1日 河田）